

令04原機(も)059  
令和4年4月22日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀廃止措置実証部門  
高速増殖原型炉もんじゅ  
所長 鈴木 隆之  
(公印省略)

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の  
読み替えについて (連絡)

令和4年4月1日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、通報連絡先となる関係機関の組織名称変更に伴い、読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

現行	読み替え後	理由
<p>(第1章から第5章まで変更なし) (別表2-1-1から別表5-2-37まで変更なし) (別図2-1-1から別図2-2-8まで変更なし)</p> <p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局安全・環境基準課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 原災法第10条第1項 (又は原災法第25条第2項) に基づく通報先  <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 設置されている場合に連絡  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電話  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black;"></span> : FAX                 </p>	<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局<b>車両基準・国際課</b></p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 原災法第10条第1項 (又は原災法第25条第2項) に基づく通報先  <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 設置されている場合に連絡  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black;"></span> : 電話  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black;"></span> : FAX                 </p>	<p>理由</p> <p>組織名称の変更</p>
<p>(別図2-3-10から別図3-2-15まで変更なし) (様式1-5-1から様式3-1-12まで変更なし) (参考1の変更なし)</p>		